

様式第 17（第 43 条関係）（昭 44 通産令 73・旧様式第二十二様上・一部改正、昭 48 通産令 71・旧様式第 19 様上、昭 51 通産令 51・平 12 通産令 223・一部改正、令元経産令 27・旧様式第 18 様上・一部改正）

表

120 ミリメートル

第 号

航空機製造事業法第 17 条第 2 項の規定による立入検査証

写
真

押出
スタ
ンプ

職名および氏名
年 月 日生
年 月 日発行
経済産業大臣 印

ト
ー
ク
80

裏

航空機製造事業法抜すい

第 17 条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可事業者若しくは届出事業者から、航空機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理に関する報告を徴し、又はその職員にその者の事務所、工場、倉庫若しくは航空機若しくは航空機用機器の所在する場所に立ち入り、航空機、航空機用機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 24 条 次の各号の 1 に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

4 第 17 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者